

松浦市漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 松浦市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度 (24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	13 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	5 処理区 福島町 … 鍋串処理区 鷹島町 … 阿翁浦、阿翁処理区、日比処理区、殿ノ浦処理区、船唐津処理区		
処 理 場 数	5 箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">鷹島町</td> <td>基本料金</td> <td>5㎡まで</td> <td>1,080 円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>5㎡超</td> <td>180 円</td> </tr> </table>	鷹島町	基本料金	5㎡まで	1,080 円	超過料金	5㎡超	180 円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">福島町</td> <td>基本料金</td> <td>5㎡まで</td> <td>2,210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">超過料金</td> <td>5㎡超 ~ 10㎡まで</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td>10㎡超 ~ 15㎡まで</td> <td>15 円</td> </tr> <tr> <td>15㎡超 ~ 20㎡まで</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>20㎡超 ~ 25㎡まで以上</td> <td>25 円</td> </tr> <tr> <td>25㎡超 ~</td> <td>30 円</td> </tr> </table>	福島町	基本料金	5㎡まで	2,210 円	超過料金	5㎡超 ~ 10㎡まで	10 円	10㎡超 ~ 15㎡まで	15 円	15㎡超 ~ 20㎡まで	20 円	20㎡超 ~ 25㎡まで以上	25 円	25㎡超 ~	30 円
鷹島町	基本料金		5㎡まで	1,080 円																				
	超過料金	5㎡超	180 円																					
福島町	基本料金	5㎡まで	2,210 円																					
	超過料金	5㎡超 ~ 10㎡まで	10 円																					
		10㎡超 ~ 15㎡まで	15 円																					
		15㎡超 ~ 20㎡まで	20 円																					
		20㎡超 ~ 25㎡まで以上	25 円																					
		25㎡超 ~	30 円																					
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と同じ																							
その他の使用料体系の 概要・考え方	—																							
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 4,150 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度 4,146 円																					
	令和5年度 4,150 円		令和5年度 3,787 円																					
	令和6年度 4,150 円		令和6年度 3,844 円																					

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	1人(損益勘定職員1名)
事業運営組織	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプの維持管理業務を民間委託する。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

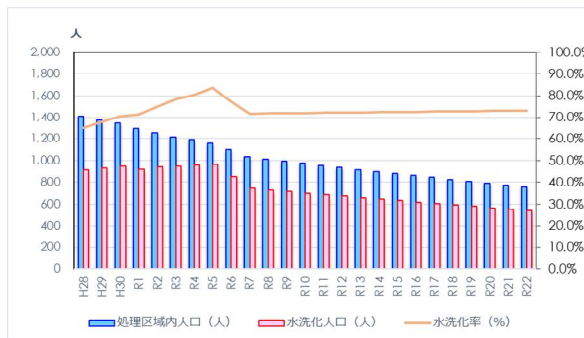
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和6年度決算に基づく「経営比較分析表」を添付する。
 「経営比較分析表」では、公営企業の経営や施設の状況を表す経営指標を用い、本事業の経年比較や他の公営企業との比較を行い、経営の現状及び課題を分析する。

2. 将来の事業環境

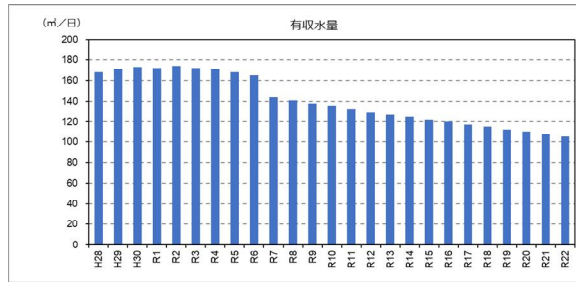
(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)のデータ(令和5年推計)によると令和32年の本市の人口は、令和2年の21,922人から11,034人減少し、10,888人になると推計されています。
 以下の将来の事業環境の見通し数値については、社人研の公表値とコーホート要因法を用いて、漁業集落排水整備面積と区域内人口に人口減少率を乗じることで、処理区域内人口を推計しています。
 また、水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じて設定しています。
 (※令和6年度に算定方法の修正を行ったため、水洗化率が下がっていますが、令和7年以降は、0.1%程度の比率で上昇する見込みです)
 平成20年の供用開始以降、水洗化率は上昇傾向にありましたが、処理区域内人口は減少を続けており、水洗化人口は、令和5年度の966人を最大として、令和22年度には542人程度まで減少する見通しです。



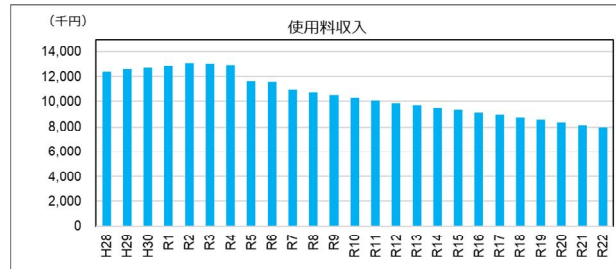
(2) 有収水量の予測

有収水量は、令和6年度実績の有収水量原単位*1に将来の水洗化人口を乗じて設定しています。有収水量原単位は、71L/人/日です。水洗化の促進に伴い、有収水量は令和2年度値の173m³/日まで増加傾向でしたが、その後、その後は人口減少の影響に伴い、緩やかに減少する見通しです。



(3) 使用料収入の見通し

下水道使用料収入は、令和6年度実績の使用料単価に将来の有収水量を乗じて設定しています。使用料単価は192円/m³(税抜)です。水洗化促進により、令和2年度(13,107千円程度)まで増加傾向にありましたが、その後は人口減少の影響に伴い、緩やかに減少する見通しです。



(4) 施設の見通し

漁業集落排水処理場やマンホールポンプについて、今後は機械・電気設備を中心に標準耐用年数を超過するものが増加することから、将来の更新需要を見越して計画的かつ効果的に更新を進めていく必要があります。

令和6年度末現在の管渠布設延長は17kmです。平成12年度～平成19年度末に供用開始しているため、管路の標準耐用年数50年に達するのは令和32～39年頃からであり、それ以降に耐用年数を超過する施設が増加していく見通しです。

(5) 組織の見通し

漁業集落排水事業の技能・経験を保有している職員は年々減少傾向にあり、また、若手の技術職員の採用が難しいことから、組織の高齢化が進んでいます。早急な技術継承や維持管理体制の確保が課題となっています。

3. 経営の基本方針

以下を経営の基本方針として、事業運営を行っていきます。

<経営理念>

漁業集落排水処理事業の安定的な経営を目指し、「良好な生活環境の確保」、「河川等公共用水域の水質保全」に取組み、住民の皆様が快適で衛生的な生活を送れるようなまちづくりを実現していきます。

<基本方針>

漁業集落排水処理施設が担う公的役割を考慮し、市の財政負担と住民負担のバランスを考慮し、将来の施設の改築・更新に備えることで、市民に持続的な下水処理サービスを提供することを基本方針とします。

<松浦市下水処理経営方針>

①人口の減少や、節水意識の浸透や節水型器具の普及による汚水量減少に伴う下水道使用料の伸びの鈍化を考慮し、可能な限りの経費節減を実行していきます。

②本市の漁業集落排水事業においては、快適な街づくりとともに、経費回収率向上の一環として、住民の皆様へ下水道への接続・水洗化の働きかけを行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	事業計画に基づき、施設の効率的な維持管理に努めます。 漁業集落排水事業への投資可能額を上限に、計画的な施設機器の更新を行います。
---	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・投資の目標に関する事項 施設・管渠への投資は終了しているため、事業計画に基づき、施設の効率的な維持管理に努めます。 ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 漁業集落排水事業への投資可能額を上限に、計画的な施設機器の更新を行います。 ・広域化・共同化・最適化に関する事項 ながさき下水道等連絡協議会にて、引き続き各市町と検討していきます。 ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど) 処理場・ポンプ場等の包括的民間委託等については、情報収集に努めていきます。 ・防災・安全対策に関する事項 災害時の事業継続計画(下水道BCP)の策定と体制の確立を図ります。 ・その他 太陽光発電、汚泥の利活用、再生水利用やエネルギー回収などの事業について検討を行います。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	令和8年～令和17年度の10年間に於いて、将来の施設の維持管理に必要な投資を執行しながら、水洗化率・経費回収率について令和7年度末の数値から5%以上の向上を目指す。
---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・財源の目標に関する事項 今後は人口現状に伴い、下水道使用料の減少が見込まれることから、経費回収率の向上を目指すため、積極的な接続推進活動を行います。 ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 経費回収率の向上のため、経営戦略見直しの中で、使用料改定の必要性について5年毎を目安に検討を進めていきます。 ・企業債に関する事項 財政部局と協議しながら適正な借入れを行っていきます。 ・繰入金に関する事項 収益的収支は、内部留保資金による補てんを考慮し、現金が不足しないよう基準内繰入を行い、資本的収支は、各年度起債償還元金の増減に応じて基準外繰入を行いました。健全な経営を行うため、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づき適正な額の確保に努めていきます。 ・資産の有効活用に関する事項 なし
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 処理場・ポンプ場等の包括的民間委託等については、情報収集に努めていきます。 ・職員給与費に関する事項 近年の実績値を算定根拠としているが、下水道職員の平均年齢に基づく昇給率を考慮し、今後10年は1%程度の伸びとなる見込みです。 ・動力費に関する事項 日銀短観等の将来インフレ率、将来の円安傾向等から、処理場やマンホールポンプ場の電気料金は大幅に増加することが見込まれており、今後10年は2.5%程度の伸びが継続する前提で算定しております。今後も経営の効率化に努め、経費の削減を図っていきます。 ・薬品費に関する事項 インフレ率を考慮し、今後10年は2.5%程度の伸びが継続する見込みで算定しております。 ・修繕費に関する事項 修繕費はインフレに伴う物価上昇に伴う増加が見込まれており、今後10年は2.5%程度の伸びが継続する見込みです。また、資産維持費分も併せて算入しております。 ・委託費に関する事項 委託費はインフレに伴う物価上昇や労務単価等の上昇に伴い、増加が見込まれており、今後10年は2.5%程度の伸びが継続する見込みです。 ・その他

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	ながさき下水道等連絡協議会にて、各市町と検討していきます。
投資の平準化に関する事項	機投資は終了しており、現在のところ、平準化を要する課題は発生しておりません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で導入予定はありませんが、情報収集に努め、検討を進めていきます。
その他の取組	人口減少が進み、施設の計画能力が過大だと判断されていることから、今後は施設のダウンサイジング検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	毎年度の経営を分析し、5年毎を目安に、使用料改定の必要性について検討を進めていきます。その際は、汚水原価と下水道使用料の対比を行うことで、適正な価格の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用による収入増加は見込んでいません。
その他の取組	収入増加のためには、接続率の向上が必要です。接続促進のため、個別訪問及び電話勧誘、チラシ配布等を引き続き実施していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	導入について、今後検討していきます。
職員給与費に関する事項	一般会計の部局に準じます。
動力費に関する事項	節電、使用電力の平準化により、引き続き経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	計画的に納入を行い適正な管理を行います。
修繕費に関する事項	計画的な保守、点検、修繕の実施により、引き続き経費削減に努めます。
委託費に関する事項	処理場維持管理業務委託につき、処理水量に応じた業務範囲の設定の検討を行います。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>進捗管理結果をもとに、本戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、概ね5年毎に事後検証を行い、経営戦略の見直しや改定を行います。</p> <p>見直しにあたっては、経営分析指標により経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を企業経営に反映させる計画策定(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)のサイクル(PCDAサイクル)を活用し、次期経営戦略に反映します。</p> <p>また、経営戦略の策定・改定にあたっては、住民および関係者との合意形成を重視し、以下のプロセスを実施します。</p> <p>(1) 議会への報告および質疑応答の実施 (2) 必要に応じて、住民説明会の開催 (3) 経営計画の市ホームページへの公開</p> <p>これらの取組により、透明性の高い戦略策定と市民理解の促進を図ります。</p>
---------------------	--

経営比較分析表（令和6年度決算）

長崎県 松浦市

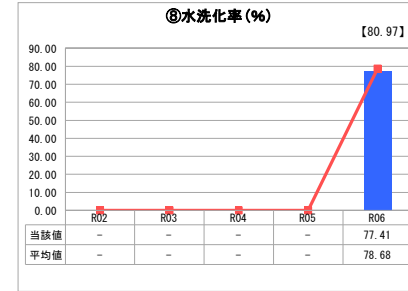
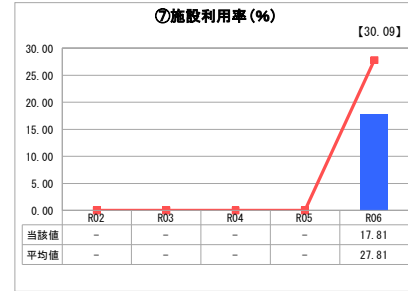
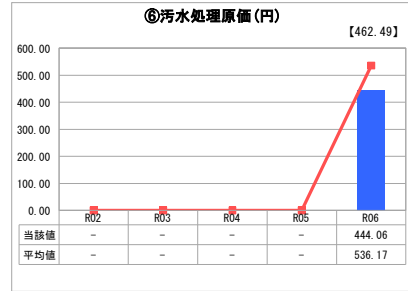
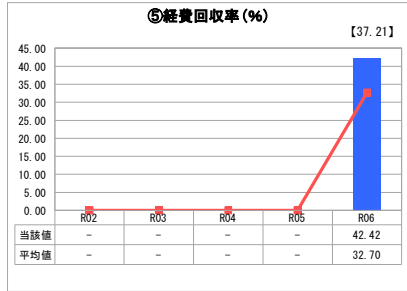
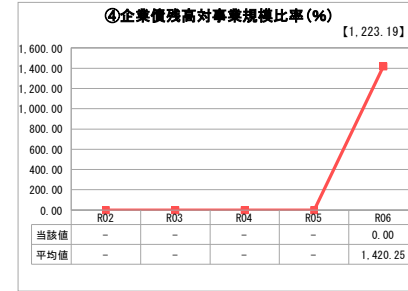
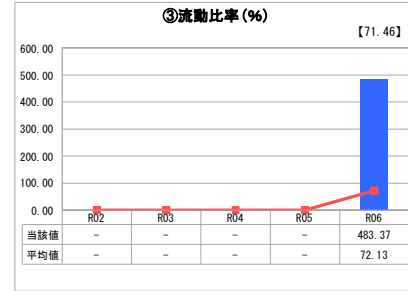
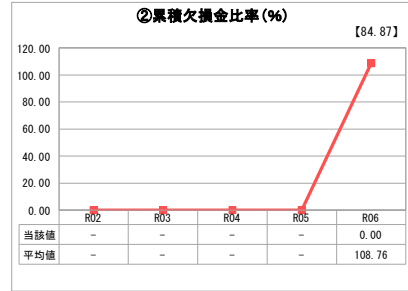
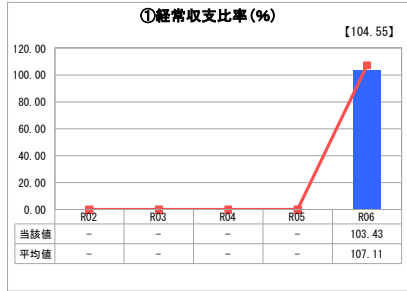
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	75.24	5.42	100.00	4,150

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,439	130.55	156.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,098	0.85	1,291.76

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本市の漁業集落排水事業は小規模排水事業であり、使用料収入のみでの経営は困難な状況であり、収入の多くを一般会計補助金に頼っている。また、令和6年度から公営企業会計（全適用）に移行している。

①経常収支比率については100%以上を維持しているが、使用料収入が少ないため、収入の多くが一般会計からの補助金である。

②累積欠損金比率については、令和6年度の公営企業会計への移行時、未処理欠損金なかったため0%となっている。

③流動比率については、現在100%を上回っており、問題はない状態。

④経費回収率については、類似団体と比べると、やや高い水準であるが、経費総額を料金収入で賄えていない状況。今後は更なる収入増と経費節減を図る必要がある。

⑤汚水処理原価については、類似団体と比べ下回っており、汚水処理コストの低減が図られている。

⑥施設利用率については、類似団体と比べ低い。人口減少に伴い、施設規模が過大となっているため、十分に施設を活用出来ていない状況。

⑦水洗化率については、類似団体と同程度の水準となっている。

今後は、更なる接続率の向上を図る。また、人口減少に伴い処理水量、料金収入の減が見込まれるため、維持管理コストの更なる縮減を図る必要がある。

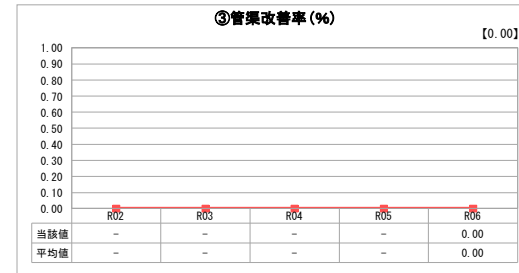
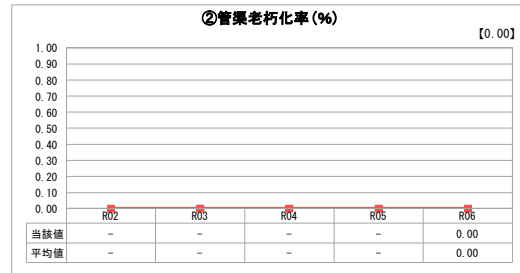
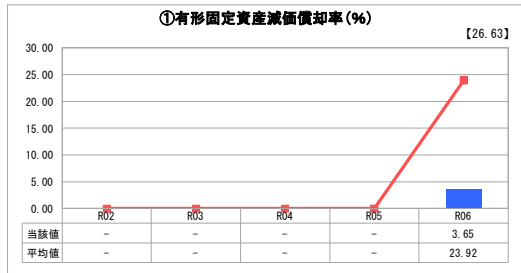
2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率については、令和6年度からの企業会計全適用に伴って、固定資産の減価償却計算を開始したため値が低い。

②管渠老朽化率、③管渠改善率については、供用開始後約19～26年が経過しており、標準耐用年数には至っていない。現時点では管渠の大規模な修繕、改良、更新等の必要性はない。

処理場の機械設備等については、令和元年度に施設の機能診断を行い、診断結果に基づいて、令和2年度から計画的な機器の更新を実施している。

2. 老朽化の状況



全体総括

漁場の環境保全と漁業集落の生活環境を維持改善するため、本事業の継続は必須。事業の安定的運営のため、以下の対策を行う。

- ・高齢化による人口減少と収入減が進行しているが、水洗化率の向上、下水道使用料の見直し等により安定的な財源確保を図る。
- ・施設の老朽化については、機能保全計画に基づき、計画的かつ適切な更新・改修を実施する。また、施設利用率の低さから、ダウンサイジングの可能性を検討する。
- ・人材の確保については、人事部門と協議し、若手の技師又は専門職中途採用者等に知識・技術継承を図る。
- ・物価上昇による経費増に対しては、経費節減の徹底と将来の下水道使用料の見直し検討により、健全な財政運営を維持する。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔決見込〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
		前々年度	前年度																
資本的 収支	1. 企業債償還		11,200	9,700	3,600	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	
	うち資本費平準化債																		
	2. 他会計出資金																		
	3. 他会計補助金		4,695	9,259	25,119	27,000	27,000	30,000	30,000	27,000	25,000	16,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	4. 他会計負担金																		
	5. 他会計借入金																		
	6. 国(都道府県)補助金		9,300	9,500	3,600	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
	7. 固定資産売却代金																		
	8. 工事負担金																		
	9. その他																		
	計 (A)		25,195	28,459	32,319	47,000	47,000	50,000	50,000	47,000	45,000	36,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																		
	純計 (A)-(B) (C)		25,195	28,459	32,319	47,000	47,000	50,000	50,000	47,000	45,000	36,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	1. 建設改良費		20,501	13,826		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
	うち職員給与費		808	1,042															
	2. 企業債償還金		39,188	39,911	42,262	44,408	45,753	46,656	47,448	44,493	39,805	32,473	21,741	15,648	9,749	8,401			
	3. 他会計長期借入返還金																		
4. 他会計への支出金																			
5. その他																			
計 (D)		59,689	53,737	42,262	64,408	65,753	66,656	67,448	64,493	59,805	52,473	41,741	35,648	29,749	28,401				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		34,494	25,278	9,943	17,408	18,753	16,656	17,448	17,493	14,805	16,473	11,741	5,648	△ 251	△ 1,599				
1. 損益勘定留保資金				17,324	17,324	17,654	15,794	15,676	16,007	16,337	16,667	16,998	17,281	17,562	17,893				
2. 利益剰余金処分額																			
3. 繰越工事資金																			
4. その他																			
計 (F)				17,324	17,324	17,654	15,794	15,676	16,007	16,337	16,667	16,998	17,281	17,562	17,893				
補填財源不足額 (E)-(F)		34,494	25,278	△ 7,381	84	1,099	862	1,772	1,486	△ 1,532	△ 194	△ 5,257	△ 11,633	△ 17,813	△ 19,492				
他会計借入金残高 (G)																			
企業債残高 (H)																			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔決見込〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		前々年度	前年度															
収益的収支分			49,432	54,252	29,832	26,814	26,041	23,062	21,820	21,022	20,308	19,681	19,185	18,844	18,591	18,500		
	うち基準内繰入金		42,246	42,270	26,004	26,814	26,041	23,062	21,820	21,022	20,308	19,681	19,185	18,844	18,591	18,500		
	うち基準外繰入金		7,186	11,982	3,828													
資本的収支分			4,695	9,259	19,855	31,889	40,051	48,764	56,881	60,964	61,273	60,702	54,710	53,413	51,209	51,629		
	うち基準内繰入金		4,694	4,696														
	うち基準外繰入金		1	4,563	19,855	31,889	40,051	48,764	56,881	60,964	61,273	60,702	54,710	53,413	51,209	51,629		
合 計			54,127	63,511	49,687	58,703	66,092	71,826	78,701	81,986	81,581	80,383	73,895	72,257	69,800	70,129		